

インターネット(フリマサイトやSNS等)で医薬品を許可なく販売することは、薬機法に抵触するおそれがあります。

医薬品のインターネット上の販売は、各自治体から許可を受けた薬局・薬店*のみが認められています。許可を受けた販売サイトの名称やホームページアドレス等は、厚生労働省のホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/hanbailist/index.html>)から確認できます。なお、許可を受けていることが分かるように、販売サイトには、薬局・薬店の名称、許可番号等の許可証の内容や勤務している薬剤師、登録販売者の氏名等が掲載されています。また、個人輸入した海外製化粧品をインターネット等で販売することは薬機法に抵触するおそれがあります。*医薬品医療機器等法上は「店舗販売業」



人からクスリをもらわない! 使わない!

人からもらった医薬品を使用することは危険です。
その医薬品があなたの身体に合うとは限りません。



- 医薬品は医師や薬剤師等に相談して、本来の目的で正しく使用しましょう。
- ご自身の症状にあった医薬品を購入するためには、必ず専門家から説明を受けましょう。
- (2019年1月1日より、一定成分が含まれた「脳機能向上」をうたう海外の医薬品やサプリメントは、「薬監証明の交付」を受けない限り、個人輸入は認められなくなりました。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。)
- 医薬品の個人輸入により健康被害が生じた場合は、患者の救済を図る公的な制度(医薬品副作用被害救済制度)の対象になりません。

危険ドラッグ販売サイトや医薬品成分が検出された製品等の販売サイトに対しては、製品の販売及び広告が中止されるよう指導・取締りを行っています。

「購入する前にココで情報を調べよう!!」

薬の海外通販・危険ドラッグのこと

あやしいヤクブツ連絡ネット



連絡ネットコールセンター
03-5542-1865

あやしい ヤクブツ

検索

| Webサイト <https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp>
| Twitter <https://twitter.com/yakubutsumhlw>



Q. この中に 危ない行為は?



A. すべて危険です。

海外から個人輸入した医薬品・医療機器・化粧品等は、品質が保証されていません。
安易に購入・使用するのはやめましょう。

クスリの個人輸入に 注意!

詳しくは
中面へ





安いから? 効きそうだから? そのクスリ大丈夫?

海外から個人輸入した医薬品を使用するのは、たいへん危険です。

個人輸入する海外の医薬品の中には、「粗悪品」「ニセモノ」が数多く存在!



■表示と違う成分を含む海外製医薬品!?

医薬品や医療機器の個人輸入には、粗悪品や偽造品を購入するリスクがあります。インターネット上で販売されている「海外製医薬品」と称する製品を購入・分析した結果、表示と異なる成分を含む製品が見つかっています。このような海外製の医薬品を使用すると重大な健康被害が起こるおそれがあります。



海外製のサプリメントから医薬品成分が検出! 健康被害の発生も!



■健康被害事例が多発!? 死亡するリスクも!!

ダイエットや強壮をうたう海外製サプリメントには、医薬品成分が含まれていることがあります。知らずに摂取すると健康被害にあう危険があるため注意が必要です。

〈健康被害事例〉

「ホスピタルダイエット」「ヤンヒーホスピタルダイエット」「MDクリニックダイエット」などと称される製品からも医薬品成分が検出されており、死亡(疑い)事例を含む健康被害が複数報告されています。2019年にはインターネットで台湾のダイエット製品を個人輸入し、服用した20代の女性が、吐き気、全身倦怠、動悸、胸痛で医療機関を受診し、治療を受けました。服用していたダイエット製品(7種類のカプセル及び錠剤)からは医薬品成分が検出されています。



健康被害をもたらした「ホスピタルダイエット」製品

へえ、個人輸入はリスクが大きいんだ。



■知らず知らずの危険ドラッグ&大麻に要注意!



■海外製サプリメントのはずが、日本では危険ドラッグ!?

海外製の医薬品やサプリメントの中には、日本で危険ドラッグに指定されているものが名前や形状を変えて販売されていることがあります。通販サイトでは成分等の詳細が表示されていないため、危険ドラッグを知らずに購入してしまうかもしれません。

■海外旅行のお土産に「大麻入りの食品」!?

海外旅行のお土産として買ったり、もらったりしたクッキーやチョコレート等の中に大麻が含まれているものもあります。また、電子タバコの中に液体状の大麻を入れて密輸する例も相次いでいます。これらは全て「大麻」であり、日本に持ち込むこと、人にあげること、持っていることは違法です。「これぐらいなら…」ではすまされない“犯罪”になるので、十分に注意してください。



*指定薬物及びこれを含有する物は、医薬品医療機器等法において、疾病的診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途以外の用途に供するための製造、輸入、販売、授与、所持、購入又は販売若しくは授与の目的での貯蔵、若しくは陳列は禁止されており、これらについては、同法に基づき3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科(業として行った場合は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科)すると規定されています。

*大麻は、大麻取締法において栽培、輸入、所持、譲渡等が禁止されており、違反した場合、同法に基づき7年以下の懲役(栽培、輸入等)、営利目的の場合10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科。5年以下の懲役(所持、譲渡等)、営利目的の場合7年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれを併科と規定されています。